

焼津市手話言語条例

手話は、言語

手話は、手や指、表情、体で表す、目で見える言葉

手話は、音声言語と同等に伝え合うことができる言葉

かつて、口話法教育の徹底により、ろう者にとって、親、兄弟とさえ手話での会話ができない時代が長く続きました。それでもろう者は、命ともいえる手話を守り、受け継ぎ、豊かな文化を築いてきました。

世界的に手話をめぐる考え方が変化し、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により、ようやく手話が言語として認められました。

しかし、現在でもまだまだ手話への理解は不十分です。焼津市に暮らすろう者は、今でも日々のコミュニケーションに苦勞しており、手話が広がっていくことを心から願っています。私たち市民一人一人が手話への理解を深め、これを広く普及していくことが必要です。

歴史ある港町、焼津市では、古くから人々の交流が盛んで、明るく開放的な風土を育んできました。まちに暮らす様々な人々が交流するために、お互いの言葉を理解し合うことはとても大切です。私たち市民は、あらゆる場面で自由に手話を使える社会となるよう取り組まなければなりません。

こうした認識の下、手話の普及等のための施策の推進を通じ、ろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと朗らかに暮らせる焼津市となることを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等のための施策に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民（市民団体及び事業者を含む。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、手話の普及等のための施策の推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者をはじめとした全ての市民が生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使いやすい環境の整備をいう。

2 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使って生活している者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の普及等は、次に掲げる基本事項についての市民の理解の下に促進されなければならない。

(1) 障害がある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合うこと。

(2) 手話は、ろう者が大切に受け継いできた言語であること。

(3) 手話を使うことは、あらゆる場面で尊重されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話の普及等のための施策を推進する責務を有する。

2 市は、手話の普及等のための施策の推進に当たっては、市民のろう者への理解及び手話への理解が深まるように努める。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、ろう者への理解及び手話への理解を深めるよう努めるとともに、市の手話の普及等のための施策に協力するよう努める。

2 市民は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、手話を使いやすい地域社会の実現に努める。

3 ろう者及びその関連団体は、基本理念にのっとり、手話の普及等を促進するため、自主的な活動に努める。

4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業においてろう者にサービスを提供するときは、ろう者が利用しやすいように、手話等の使用に配慮するよう努める。

5 事業者は、基本理念にのっとり、その事業においてろう者を雇用するときは、ろう者との円滑なコミュニケーションのために手話等を活用して、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努める。

(計画の策定及び推進)

第6条 市は、市町村障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める市町村障害者計画をいう。）その他の障害者の福祉に関する計画において、手話の普及等のための施策について定め、これを推進する。

(市の取組)

第7条 市は、手話の普及等のための施策を推進するため、次に掲げる取組その他の必要な取組を行うよう努める。

(1) 市の事務所に手話通訳者を配置し、及びその他必要な措置をとることにより、ろう者が市の行政サービスを受ける上で市とのコミュニケーションの円滑化を図る取組

(2) ろう者と他の者とのコミュニケーションの円滑化が図られるよう、必要な場面において手話通訳者を派遣する取組

(3) 前2号に規定する手話通訳者について、必要な人員及び適切な処遇を確保するための取組

(4) 市民が手話を学ぶための機会の提供その他の市民の間に広く手話への理解が深まるための取組

(5) ろう者が災害時において必要な情報その他の市政に関する情報を正確かつ速やかに得ることができるよう、手話による情報の提供その他のコミュニケーションのための必要な支援を行う取組

2 市は、手話の普及等のための施策の推進に当たっては、ろう者及びその関連団体と、その実施状況について共に確認し、意見交換しながら進める。

(財政措置)

第8条 市は、手話の普及等のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。